

秩父税務署からのお知らせ

令和3年分確定申告の申告期限
および相談・受け付けについて

○所得税等

令和4年2月16日(水)～3月15日(火)
※還付申告書は、2月15日(火)以前
でも提出できます。

○消費税および地方消費税

令和4年3月31日(木)まで

申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日、会場において配布するほか、事前にオンラインによる発行も行います。確定申告期間中は会場の混雑が予想されますので、早めに申告をお願いいたします。

税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は、秩父税務署での相談および申告書の受け付けは行っておりません。

国税の納付はキャッシュレスで！ 金融機関等へのお出かけ不要！

令和3年10月から税務署窓口での納税は、午前9時から午後4時までの受け付けとなっております。ご理解とご協力をお願いします。

国税の納付は、金融機関等の窓口での現金納付のほか、さまざまな納付手段があります。

- ・ダイレクト納付
- ・コンビニ納付(QRコード方式 またはバーコード方式)

・振替納税

・インターネットバンキング
・クレジットカード納付(納付額に応じた手数料がかかります。)
新型コロナウイルスの影響を踏まえ、窓口に向かわずに納付ができる納付手段がお勧めです。特に、法人の方には、ダイレクト納付を、個人の方には振替納税をお勧めします。ぜひ、この機会にご利用ください。

秩父税務署 ☎22-4433 (自動音声案内でご案内します)

- ・国税に関する一般的な相談「1」
- ・税務署にご用のある方「2」
- ・消費税の軽減税率制度およびインボイス制度に関する相談「3」

埼玉150周年プロジェクト

明治4年(1871年)に行われた廃藩置県により、同年11月14日に「埼玉県」が誕生。11



月14日の「埼玉県民の日」で埼玉県は150周年を迎えました。現在さまざまな「埼玉150周年プロジェクト」が展開されています。

埼玉150周年特設WEBサイト「Colorful」では埼玉県を「知る」「祝う」「伝える」の3つのコンセプトで埼玉の魅力を発信しています。



消費生活センターからのお知らせ

一人で悩まず、

気軽に相談を！

相談したいけど、どこに相談したらいいかわからない、消費生活センターにどのような相談ができるのだろうか、と問われることがあります。

全国の自治体に開設している消費生活センターでは、商品やサービスの契約トラブルや製品を使っただけがをしたなどの、消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて相談を受けています。

例えば：

- ・排水管の点検で、ついでに床下点検をしてもらったら、床下毒の契約になった
- ・インターネット料金が安くなると言われ、契約先を変更したが安くならなかった
- ・定期購入商品を解約したいが、電話が繋がらない
- ・宅配便が届いたので受け取ってしまったが、家族は誰も注文していなかった
- ・未払金がある、連絡するようにとメールがあったが、身に覚えはない
- ・取扱説明書もよく読んで使用していたが、商品に不具合発生、欠陥品ではないか
- ・などが寄せられています。

相談は、専門の相談員が受け、消費者が事業者とのトラブル解決に向けて交渉の方法や具体的な解決策などを助言します。また、消費者が明らかに事業者の違法行為により不利益を被っている場合は、相談員が解決に向け交渉の手伝いもします。その場合、あくまで話し合いで合意による解決を目指すこととなります。

相談は、電話でも受け付けていますが、必要に応じて関係書類持参での来所を要請することもあります。相談は無料で、相談員には守秘義務があります。おかし、困ったと思われたら、一人で悩まず、契約した後、なるべく早くご相談ください。特に、訪問販売や電話勧誘などで契約した場合、クーリング・オフ期間は8日間です。ので、気を付けましょう。事業者と言われるまま契約した、なんとなくおかしい、不審などと思われたら、早急に消費生活センターにご相談ください。



消費者庁イラスト集より

局番なしの「☎188」に電話をかけると、秩父市消費生活センターにつながります。

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝祭日はお休み)
午前9時～正午、午後1時～4時
☎25-5200

担当部署が不明の場合や“緊急”の場合は、「おきがるコール」へご連絡を！

☎26-1133 (専用電話)